

## 第57回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

- 事業報告
  - 「事業の経過及び成果」
  - 「直前3事業年度の財産及び損益の状況」
  - 「対処すべき課題」
  - 「主要な事業内容」
  - 「主要な事業所」
  - 「従業員の状況」
  - 「主要な借入先の状況」
  - 「株式の状況」
  - 「責任限定契約の内容の概要」
  - 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」
  - 「社外役員に関する事項」
  - 「会計監査人の状況」
  - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - 「会社の支配に関する基本方針」
  - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
  - 「連結貸借対照表」
  - 「連結損益計算書」
  - 「連結株主資本等変動計算書」
  - 「連結注記表」
- 計算書類
  - 「貸借対照表」
  - 「損益計算書」
  - 「株主資本等変動計算書」
  - 「個別注記表」
- 監査報告
  - 「連結計算書類に係る会計監査報告」
  - 「計算書類に係る会計監査報告」
  - 「監査役会の監査報告」

第57期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）

株式会社アインホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年5月1日～2026年4月30日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善とともに、緩やかな回復がみられます。一方で、中東情勢の影響や金融資本市場の変動等により未だ不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中、当社グループは2025年3月に中長期ビジョン「Ambitious Goals 2034 1兆円への果敢なる挑戦と革新の10年」を発表いたしました。変化が激しい市場環境下でも中長期的に企業を成長させるために事業別ビジョンを設定し、2034年4月期に売上高1兆円を目指します。

サステナビリティ経営においては、中長期ビジョンの公表と外部環境の変化を踏まえ、2025年12月にマテリアリティの見直しを実施いたしました。関連する国際基準やガイドライン、ESG評価機関からの要請、日本や業界特有の社会課題を改めて幅広く検討いたしました。加えて、抽出した課題に対して、企業理念、中長期ビジョンとの整合や、社員、未来世代、有識者の意見等を参考に、当社グループへの影響とステークホルダーからの期待、要請の両方の視点から検討しております。その結果、これまでのマテリアリティの内容に関する種々の修正に加え、当社グループの姿勢や取り組みを改めて明確化するため、マテリアリティ「健全な経営基盤」の中にあった「社員の成長と活躍」を新たに独立したマテリアリティとして位置付けました。見直した各マテリアリティに基づく主な取り組み、KPI及び挑戦的な目標を設定し、各KPIの達成に向けて各種施策を推進してまいります。

これからも当社グループは、事業によるさまざまな社会課題の解決への貢献を通じて、ステークホルダーの皆さまに「この街にアインがあって良かった」と感じていただける企業を目指します。

当連結会計年度末のグループ店舗総数は2,406店舗となりました。

	第56期 (2025年4月期)	第57期 (2026年4月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	456,804	647,834	191,029増	41.8%増
営業利益	16,871	29,832	12,961増	76.8%増
経常利益	18,080	28,414	10,333増	57.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	9,261	17,264	8,003増	86.4%増
ROE	6.7%	11.5%		

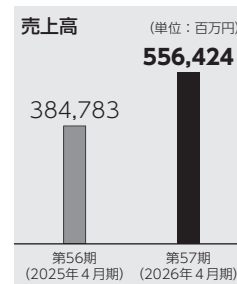
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

## ファーマシー事業

ファーマシー事業では「確かな専門性で地域のかかりつけ薬局に」を目指す姿として掲げ、医療機関等との連携、お薬手帳等を活用した服薬情報の一元的・継続的な把握、在宅医療対応等により、患者様が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能発揮に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、高額医薬品の処方により処方箋単価が上昇するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能強化や待ち時間短縮等の患者様サービス向上により処方箋枚数についても堅調に推移しております。また、2025年8月1日に「さくら薬局グループの株式取得に伴う新体制及び人事異動に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、首都圏や関西圏、東海地方等の人口集積エリアを中心に調剤薬局を展開する「さくら薬局グループ」がグループ入りいたしました。今後、相互の事業ノウハウを融合し、患者さま及び地域医療への貢献を実現することで、全国の地域医療のインフラとして当社グループの企業価値を高めてまいります。

同期間の出店状況は、M&Aを含め、グループ全体で合計902店舗を出店し、30店舗を閉店、25店舗を事業譲渡したことで、ファーマシー事業における店舗総数は2,137店舗となりました。

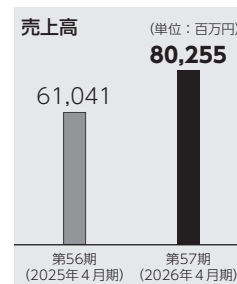


## リテール事業

リテール事業では、コスメティックストア「アインズ&トルペ」を展開しており、コスメを中心とした独自性のある商品構成やアジアンコスメの独占・先行販売等の施策を行うことで、他社店舗との明確な差別化を図っております。また、ライフスタイルショップ「Francfranc」では、家具やインテリア雑貨の企画から製造・販売まで一貫して行うことで、多彩なデザインと自由なスタイリングで心地良い毎日の提案を行っております。

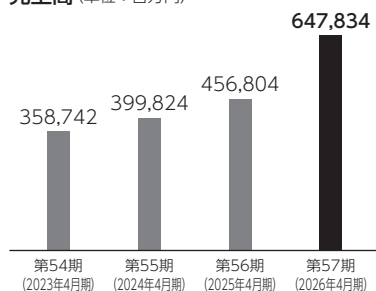
当連結会計年度においては、アインズ&トルペでは、前期出店店舗の客数が堅調に推移していることに加え、前期から引き続きアジアンコスメ等の売上が伸長していることで単価が上昇しております。Francfrancでは、昨年夏の記録的な猛暑により小型扇風機「フレハンディファン」シリーズの販売数が好調だったことに加え、クリスマス及び新生活商戦が奏効し、売上が堅調に推移いたしました。一方で、さらなる事業拡大に向けて重要な経営課題を特定しており、これらを持続的成長のための重点施策として取り組むことで、企業価値の向上に努めてまいります。今後、アインズ&トルペとFrancfranc双方の強みを活かしたシナジーを発揮するとともに、購買動向を注視しながら商品力の強化や魅力的な売り場づくりを行ってまいります。

同期間の出店状況は、アインズ&トルペとして14店舗を出店し、3店舗を閉店したことにより、店舗数は106店舗となりました。また、Francfrancとして7店舗を出店し、9店舗を閉店したことにより、店舗数は163店舗となり、リテール事業における店舗総数は269店舗となりました。

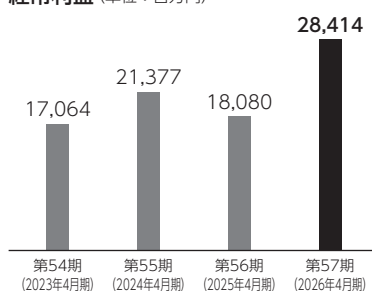


## 直前3事業年度の財産及び損益の状況

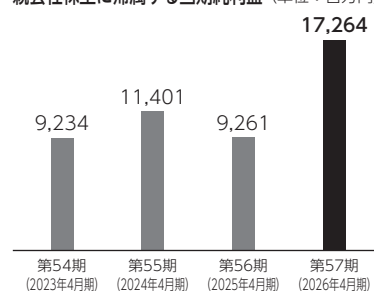
売上高 (単位：百万円)



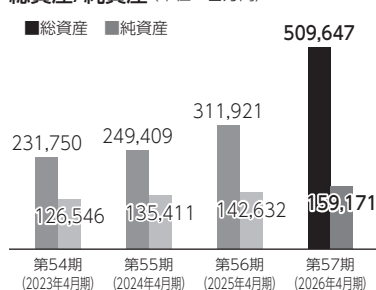
経常利益 (単位：百万円)



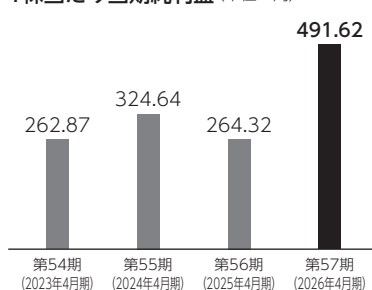
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区分		第54期 (2023年4月期)	第55期 (2024年4月期)	第56期 (2025年4月期)	第57期 (当連結会計年度) (2026年4月期)
売上高	(百万円)	358,742	399,824	456,804	647,834
経常利益	(百万円)	17,064	21,377	18,080	28,414
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,234	11,401	9,261	17,264
1株当たり当期純利益	(円)	262.87	324.64	264.32	491.62
総資産	(百万円)	231,750	249,409	311,921	509,647
純資産	(百万円)	126,546	135,411	142,632	159,171

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託EIC)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(第54期 一千株、第55期 27千株、第56期 291千株、第57期 215千株)

## 対処すべき課題

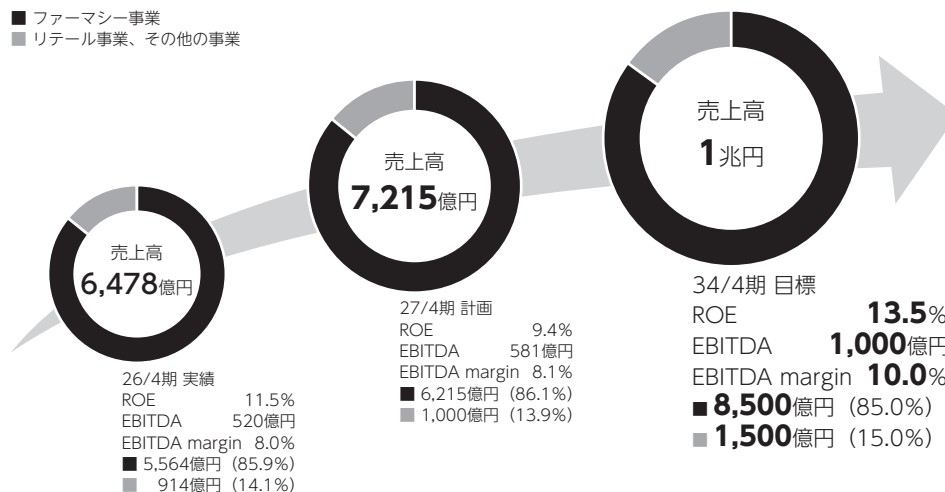
### ・中長期ビジョン「Ambitious Goals 2034」

当社グループは、2025年3月に中長期ビジョン「Ambitious Goals 2034 1兆円への果敢なる挑戦と革新の10年」を発表いたしました。変化が激しい市場環境下でも中長期的に企業を成長させていくために事業別のビジョンを設定しています。2026年6月には定量目標を一部更新し、2034年4月期に売上高 1兆円、EBITDA 1,000億円、EBITDA margin 10.0%、ROE 13.5%の達成を目指してまいります。

### ■ 中長期ビジョン



### ■ 定量目標



・各事業について

ファーマシー事業においては、2021年8月より特定の機能を有する薬局として都道府県知事が認定する認定薬局制度、2022年4月より導入されたリフィル処方箋やオンライン服薬指導の要件の緩和、2023年1月より開始された電子処方箋への対応、2024年10月より導入された後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養等、調剤薬局を取り巻く環境は変化しています。これらにより、患者ニーズが多様化していく中で、より質の高い患者サービスの提供や「かかりつけ薬剤師・薬局」としての地域医療貢献が求められており、調剤薬局の役割と責任は更に大きいものとなっています。

当社グループでは、2025年8月に首都圏や関西圏、東海地方を中心に調剤薬局を展開する「さくら薬局グループ」がグループ入りしました。相互の事業ノウハウを融合することで薬剤師の専門性を一層強化し、在宅医療へ積極的に参画するとともに、アイン薬局公式アプリ「いつでもアイン薬局」を通じ、患者様が住み慣れた地域で安心して薬物治療を継続していただける環境を提供してまいります。また、新規出店・M&A等による事業規模の拡大を推し進め、スケールメリットを最大限に活用した事業戦略を継続いたします。

リテール事業においては、物価上昇や人件費の高騰に加え、デジタル技術の進展による顧客接点の多様化が進んでおります。また、消費者ニーズの個別化・高度化が進む中、収益性の向上と顧客体験の強化を両立する取り組みが求められています。

当社グループでは、2024年8月にライフスタイルショップ「Francfranc」がグループ入りいたしました。Francfrancは家具やインテリア雑貨の企画・製造・販売まで一貫して行うことで、多彩なデザインと自由なスタイリングで心地良い毎日の提案を行っています。また、コスメティックストア「アインズ&トルペ」ではコスメを中心とした独自性のある商品構成により、自分らしいライフスタイルの実現に貢献しています。両ブランドにおけるシナジーの発揮や集客が確実に見込める好立地への新規出店、EC対応の強化、顧客ニーズに合った商品の展開等によるブランド力向上のための投資を推進するとともに、コスト適正化を進めてまいります。

・持続可能な社会の実現にむけて

当社グループでは、人々の健康や生活に貢献する事業を通じ、グループステートメントでもある「お客さまの元気と笑顔」を実現し続けるため、良識と倫理観を持った企業活動を行ってきました。これからも、お客さまをはじめ多様なステークホルダーの皆様のことを考え、自ら変化し行動することで、企業の持続的な成長と、社会・環境・経済価値を創出し、サステナビリティ経営を実現してまいります。

2025年12月には当社が取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を見直し、2026年4月にはマテリアリティの主要な取り組みとKPI及び2031年4月期目標を設定し具体的な取り組みを進めております。

※サステナビリティについて詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/>

※社員の健康増進の強化（アイングループの健康経営）について詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/social/employees/health-management.html>

## 主要な事業内容 (2026年4月30日現在)

- ① ファーマシー事業部門  
医療機関から処方箋を交付された患者に対して、処方箋調剤を行う保険薬局事業
- ② リテール事業部門  
一般消費者に対して、医薬品、化粧品等の販売を行うコスメティックストア及び家具、インテリア雑貨等の企画・製造・販売を行うライフスタイルショップ事業

## 主要な事業所 (2026年4月30日現在)

当社本社 札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

当社東京オフィス 東京都渋谷区代々木2丁目1番5号

なお、当社グループ店舗の分布状況（地域及び店舗数）は次のとおりであります。

地域別	ファーマシー事業	リテール事業
北海道	154店舗	23店舗
青森県	11店舗	3店舗
岩手県	20店舗	1店舗
宮城県	57店舗	6店舗
秋田県	11店舗	1店舗
山形県	44店舗	1店舗
福島県	48店舗	1店舗
茨城県	108店舗	2店舗
栃木県	20店舗	5店舗
群馬県	31店舗	2店舗
埼玉県	143店舗	19店舗
千葉県	112店舗	12店舗
東京都	253店舗	50店舗
神奈川県	163店舗	24店舗
新潟県	81店舗	1店舗
富山県	31店舗	2店舗
石川県	10店舗	2店舗
福井県	10店舗	-
山梨県	5店舗	1店舗
長野県	71店舗	2店舗
岐阜県	11店舗	3店舗
静岡県	81店舗	4店舗
愛知県	57店舗	14店舗
三重県	23店舗	2店舗

地域別	ファーマシー事業	リテール事業
滋賀県	9店舗	3店舗
京都府	48店舗	5店舗
大阪府	135店舗	17店舗
兵庫県	63店舗	9店舗
奈良県	13店舗	3店舗
和歌山県	6店舗	1店舗
鳥取県	12店舗	-
島根県	32店舗	-
岡山県	22店舗	3店舗
広島県	43店舗	7店舗
山口県	5店舗	-
徳島県	7店舗	1店舗
香川県	33店舗	1店舗
愛媛県	9店舗	1店舗
高知県	10店舗	-
福岡県	41店舗	14店舗
佐賀県	14店舗	2店舗
長崎県	7店舗	2店舗
熊本県	30店舗	3店舗
大分県	16店舗	2店舗
宮崎県	8店舗	1店舗
鹿児島県	2店舗	4店舗
沖縄県	17店舗	2店舗
国内計	2,137店舗	262店舗
アジア(香港)	-	7店舗
国外計	-	7店舗
総計	2,137店舗	269店舗

## 従業員の状況（2026年4月30日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ファーマシー事業	15,251 (2,559) 名	4,132 (1,371) 名
リテール事業	1,335 (2,150) 名	104 (102) 名
全社（共通）	746 (138) 名	87 (16) 名
合計	17,332 (4,847) 名	4,323 (1,489) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて4,323名増加しましたのは、主に2025年8月1日付でさくら薬局グループを連結子会社化したためであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
182 (56) 名	13 (－) 名	43.6歳	11.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 主要な借入先の状況（2026年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	48,435百万円
株式会社北洋銀行	31,870百万円
株式会社みずほ銀行※	20,212百万円
株式会社三菱UFJ銀行	17,767百万円
農林中央金庫	17,624百万円
株式会社北海道銀行	16,416百万円

※ 上記金額に株式給付信託（従業員持株会処分型）の取引に係る借入金を含めております。

株式の状況（2026年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 35,428,212株  
 ③ 株主数 19,638名  
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 谷 喜 一	3,242	9.18
株 式 会 社 セ ブ ン & ア イ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,750	7.78
○ A S I S J A P A N S T R A T E G I C F U N D L T D .	2,633	7.45
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	2,221	6.29
○ A S I S I N V E S T M E N T S I I M A S T E R F U N D L T D .	1,911	5.41
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,743	4.93
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 丸 紅 口	1,594	4.51
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,472	4.17
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	893	2.53
野 村 證 券 株 式 会 社	792	2.24

- (注) 1. 持株比率は自己株式（93,391株）を控除して計算しております。  
 2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅株式会社が退職給付信託として拠出したものであります。  
 3. 2026年5月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、オアシス マネジメント カンパニー リミテッドが2026年4月27日現在で5,911千株（株券等保有割合 16.68%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式数に基づき記載しております。  
 4. 2026年2月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、スプラウスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドが2026年2月20日現在で2,077千株（株券等保有割合 5.86%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式数に基づき記載しております。  
 5. 2026年5月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社他2社が2026年4月30日現在で1,797千株（株券等保有割合 5.07%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式数に基づき記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	4,196株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、第57回定時株主総会招集ご通知「2 会社の現況」「(1)会社役員の状態」「②取締役及び監査役の報酬等」「イ.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」「d.非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」に記載しております。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額を限度としております。

## 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社（孫会社含む）の取締役、監査役、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役遠藤典子氏は早稲田大学研究院教授、阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社社外取締役及びNTT株式会社社外取締役を兼務しております。

当社と各兼務先とは特別の関係はありません。

- ・取締役栗山英樹氏は白鷗大学教授、北海道日本ハムファイターズチーフ・ベースボール・オフィサー及び北海学園大学特任教授を兼務しております。

当社と各兼務先とは特別の関係はありません。

- ・取締役綿引万里子氏は岡村綜合法律事務所弁護士、株式会社LIXIL社外取締役、指名委員会委員長 兼 報酬委員会委員 兼 ガバナンス委員会委員及び公益社団法人家庭問題情報センター理事長を兼務しております。

当社と同所及び同社、同法人とは特別の関係はありません。当社より公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）に寄付を行っておりますが、その金額は年額1,000万円以下であります。

- ・取締役服部暢達氏は早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授、株式会社博報堂DYホールディングス社外取締役、慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授及び公益財団法人柳井正財団理事を兼務しております。なお、2025年11月27日に株式会社ファーストリテイリング社外取締役を退任いたしました。

当社と各兼務先とは特別の関係はありません。

- ・取締役木村成樹氏は株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長及び株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役を兼務しております。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス並びに株式会社セブン-イレブン・ジャパンと当社子会社は、不動産の賃借等の取引がありますが、その取引額は双方ともに年間連結売上高の1%未満であります。

- ・監査役佐野綾子氏はあや総合法律事務所代表、株式会社すかいらくホールディングス社外取締役、株式会社ソディック社外取締役、株式会社クラス社外監査役及び独立行政法人経済産業研究所監事を兼務しております。

当社と各兼務先とは特別の関係はありません。

- ・監査役水谷美奈子氏はMoore至誠税理士法人代表社員及び株式会社山梨中央銀行社外監査役を兼務しております。

当社と各兼務先とは特別の関係はありません。

- . 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

八. 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	遠藤典子	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。経済誌編集者として小売・流通業を含めた多数の分野を担当し、その取材活動を通して多くの知見を有しております。また、エネルギー政策に関する公共政策研究を行う等、エネルギー・環境問題に造詣があり、幅広い知識を有しております。加えて、政府の財政制度に関わる審議会委員として社会保障をはじめとした審議に携わっていることによる知見及び他の上場企業における社外取締役としての経験から、IT・通信、鉄道、不動産事業等の企業経営に関する深い知見を有しております。当社取締役会においては、DX投資後のビジネス展開方針について、世界の経済動向及び当社の財務状況を踏まえた財務戦略等の提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された7回の指名・報酬等諮問委員会では、当社経営戦略を見据えたサクセッションプラン及び報酬制度の変更に関する提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンスの適切な監督をしております。</p>
取締役	栗山英樹	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。プロ野球球団及び野球日本代表の監督並びに大学の経営学部で教授を務める等、組織におけるガバナンスや人材育成に関する幅広い知見を有しております。当社取締役会においては、人材育成経験からモチベーション・成果・報酬設計という観点より制度設計及び次世代リーダー育成に関する提言を行っております。</p>
取締役	綿引万里子	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。裁判官として長年の経験を有し、企業法務、労働問題にかかわる事案を含む多くの民事事件の解決にあたってきたことに加え、複数の高等裁判所の長官を歴任し、コンプライアンス・ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営に関わってきた実績等を有しております。当社取締役会においては、他社事例を踏まえたリスクマネジメント体制構築及び教育、法令遵守や職業倫理徹底における規程整備及び企業風土醸成等の提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された7回の指名・報酬等諮問委員会では、委員長を務め、独立した客観的な立場から委員会運営を主導し、サクセッションプラン及び報酬制度の変更に関する提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンスの適切な監督をしております。</p>

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	服部 暢 達	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。米系大手投資銀行において、M&amp;Aアドバイザー業務を統括した経験を経て、現在は大学院においてM&amp;Aと企業価値評価等について教鞭をとられており、資本市場における企業価値評価に造詣があり、加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験等を有しております。当社取締役会においては、大型M&amp;A案件の評価・検討及び資金調達を含む財務戦略、中長期ビジョンにおける課題認識及び対応方針等についての提言を行っております。</p>
取締役	木村 成 樹	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。大手小売業の取締役として、経営者としての豊富な知見を有するとともに、会計管理及びリスク管理等に関する幅広い知見・経験を有しております。当社取締役会においては、これまでの経営経験から投資・事業継続性の判断のあり方、社内におけるガバナンス体制及び情報セキュリティ体制の強化、大型M&amp;A案件のPMI、リテール事業戦略における課題認識及び対策方針等についての提言を行っております。</p>
監査役	佐野 綾 子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席しております。企業法務を含む弁護士としての幅広い知見、他社における社外取締役・監査役としての経験、独立行政法人監事の経験、税務に関する見識、証券会社における実務経験等に基づき、取締役会及び監査役会において、主に法務・コンプライアンス、ガバナンス、財務に関して、必要な発言をしております。また、当社コンプライアンス委員会の臨時委員として、委員会の運営を適切に監督しております。</p>
監査役	水谷 美 奈 子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席しております。他の上場企業における社外監査役としての経験及び税理士法人の代表社員としての税理士経験に基づく財務・会計に関する専門的知見から、取締役会及び監査役会において、主に財務、会計に関して必要な発言をしております。</p>

## 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			100百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行っております。
- ・当社グループの役員及び従業員（以下、「役職員」という）は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努めております。

- ・当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行っております。
- ・当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備しております。
- ・当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適時適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備しております。
- ・監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査しております。
- ・経営監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施しております。
- ・当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組んでおります。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う体制としております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
- ・当社は、全社のリスクを統括する部署としてリスクマネジメント室を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理しております。
- ・当社グループのリスク管理の運用状況は、経営監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行っております。
- ・当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行います。なお、その運営状況は、経営監査室及び監査役会が点検を行う体制としております。
- ・当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定めております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項（発生事実を含む）等について、当社への定期的な報告を義務づけております。
  - ・当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づけております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・当社は、監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命することとしております。
- ⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めることとしております。
  - ・当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助従業員に対する指揮命令権に関して明記しております。
- ⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制  
取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する体制としております。  
経営監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する体制としております。  
監査役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または従業員に報告を求めることとしております。
  - ・子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制  
当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。  
当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告を行うこととしております。  
経営監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告することとしております。  
内部通報制度の担当部署であるリスクマネジメント室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告することとしております。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
  - 監査役会が、監査役が職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。
  - 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求めることとしております。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- イ. コンプライアンスに関する取り組み
- 社内研修や会議体を通じて、従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- また、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」の運用を継続しており、定期的に監査役に報告しております。
- ロ. リスクマネジメントに関する取り組み
- 「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、その運用状況を経営監査室の实地監査において検査しております。
- ハ. 取締役職務の執行について
- 当事業年度において、取締役会を12回開催しており、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行っております。
- また、社外取締役を継続的に選任することで、監督機能を維持しております。
- 二. 監査役職務の執行について
- 当事業年度において、監査役会を13回開催しており、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役職務の執行を監査しております。
- また、経営監査室の業務執行状況の確認及び公認会計士等の外部専門家と連携することにより、監査の実効性を維持しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収への対抗措置」）を予め定めるものではありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として捉え、業績に応じた成果の配分を行うとともに、これを安定的に継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、新規出店及び今後の事業展開に備え、これを将来の利益還元に資するために有効活用してまいります。また、自己株式の取得等につきましては、資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

# 連結貸借対照表 (2026年4月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>173,173</b>
現金及び預金	50,925
売掛金	35,204
商品	46,620
貯蔵品	910
短期貸付金	52
未収入金	26,333
その他の流動資産	13,181
貸倒引当金	△54
<b>固定資産</b>	<b>336,474</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>61,541</b>
建物及び構築物	38,395
土地	14,283
建設仮勘定	871
その他の有形固定資産	7,990
<b>無形固定資産</b>	<b>208,300</b>
のれん	194,182
その他の無形固定資産	14,117
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,632</b>
投資有価証券	4,652
長期貸付金	578
繰延税金資産	17,295
敷金及び保証金	33,571
退職給付に係る資産	648
その他の投資その他の資産	10,025
貸倒引当金	△140
<b>資産合計</b>	<b>509,647</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>185,056</b>
買掛金	113,874
短期借入金	20,747
未払法人税等	7,183
預り金	23,536
賞与引当金	6,098
役員賞与引当金	19
契約負債	600
その他の流動負債	12,995
<b>固定負債</b>	<b>165,419</b>
長期借入金	151,106
リース債務	30
退職給付に係る負債	5,313
資産除去債務	6,438
その他の固定負債	2,530
<b>負債合計</b>	<b>350,476</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>156,457</b>
資本金	21,894
資本剰余金	20,004
利益剰余金	116,130
自己株式	△1,572
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,541</b>
その他有価証券評価差額金	965
繰延ヘッジ損益	329
為替換算調整勘定	△3
退職給付に係る調整累計額	1,250
<b>非支配株主持分</b>	<b>172</b>
<b>純資産合計</b>	<b>159,171</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>509,647</b>

## 連結損益計算書 (2025年5月1日から2026年4月30日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	647,834
売上原価	538,956
売上総利益	108,878
販売費及び一般管理費	79,045
営業利益	29,832
営業外収益	2,697
受取利息	169
受取配当金	49
受取手数料	15
補助金収入	316
その他	2,146
営業外費用	4,115
支払利息	2,093
その他	2,021
経常利益	28,414
特別利益	361
固定資産売却益	57
事業譲渡益	174
その他	129
特別損失	4,728
固定資産除売却損	527
減損損失	3,921
その他	279
税金等調整前当期純利益	24,047
法人税、住民税及び事業税	11,260
法人税等調整額	△4,505
当期純利益	17,292
非支配株主に帰属する当期純利益	27
親会社株主に帰属する当期純利益	17,264

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年5月1日期首残高	21,894	20,128	101,692	△1,997	141,717
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,826		△2,826
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			17,264		17,264
自 己 株 式 の 処 分		0		425	426
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△125			△125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△124	14,438	425	14,739
2026年4月30日期末残高	21,894	20,004	116,130	△1,572	156,457

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ハッ ジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
2025年5月1日期首残高	298	189	△3	318	802	111	142,632
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,826
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							17,264
自 己 株 式 の 処 分							426
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							△125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	666	139	△0	932	1,738	61	1,799
連結会計年度中の変動額合計	666	139	△0	932	1,738	61	16,539
2026年4月30日期末残高	965	329	△3	1,250	2,541	172	159,171

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 44社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アインファーマシーズ  
株式会社アイン北陸  
株式会社アイン中央  
株式会社ファーマシィ  
株式会社エーアンドエム  
クラフト株式会社  
さくら薬局株式会社  
株式会社ホールセールスターズ  
株式会社メディウエル  
株式会社アユーララボラトリーズ  
株式会社Francfranc  
株式会社AIN-AG1  
ほかファーマシー事業会社29社、その他会社3社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
- ・ 持分法を適用しない理由 各社は、小規模であり、連結純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりましたファーマシー事業会社17社及びその他会社3社を当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

また、子会社間の合併によりファーマシー事業会社8社が消滅し連結の範囲から除外しております。

##### ② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アインファーマシーズ、株式会社アイン北陸、株式会社アイン中央、株式会社メディウエル、株式会社アユーララボラトリーズ、株式会社Francfranc及びFrancfranc HONGKONG LIMITEDの決算日は4月30日であります。また、ファーマシー事業会社に2月末日決算が1社、その他連結子会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在または本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度より、連結子会社の株式会社アイン北陸及び株式会社アイン中央は決算日を3月31日から4月30日に変更しております。この決算期変更により、当連結会計年度における当該連結子会社の会計期間は13か月間となっており、決算期変更に伴う影響額は連結損益計算書を通じて調整しております。なお、この決算期変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品  
コスメティックストア：主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ライフスタイルショップ：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・調剤薬品  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品  
最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
- ロ. 無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法）
- ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用  
定額法

##### ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取

ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

イ. ファーマシー事業

ファーマシー事業は主に調剤薬局で構成されており、顧客に医薬品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ. リテール事業

リテール事業は主にコスメティックストア及びライフスタイルショップで構成されており、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、販売時にポイントが付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムでのサービスの提供において、当社が付与したポイントのうち、顧客が使用していないポイントについては履行義務を充足していないため、将来の失効見込みや使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分した金額で契約負債を計上し、ポイントが使用された時点または失効した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務

ハ. ヘッジ方針

将来の為替変動によるリスク回避及び金利変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行っておりません。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積もり、5～20年間の均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) さくら薬局グループの株式取得に係るのれんの算定及び償却期間

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
のれん	116,794百万円

「その他の注記 企業結合に関する注記」に記載のとおり、当該のれんの償却期間を20年と見積もっております。

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

なお、さくら薬局グループの事業計画及び外部専門家の株式価値評価の試算を利用して、株式会社NSSK-WW（現株式会社AIN-AG1）株式の取得に係る取得原価と識別可能資産及び負債の時価を基礎とした取得原価の配分額との差額をのれんとして計上しております。

また、のれんの償却期間については事業計画及び市場環境の見通しを基に、株式会社NSSK-WW（現株式会社AIN-AG1）株式の取得による超過収益力が継続すると予想される期間に基づいて決定しております。

ロ. 主要な仮定

株式会社NSSK-WW（現株式会社AIN-AG1）ののれんの償却期間の見積りは、事業計画及び市場環境の見通しを基に、超過収益力が継続すると予想される期間を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(2) のれんの減損（店舗固定資産除く）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
のれん（店舗固定資産除く）	182,400百万円
減損損失（上記のれんに係る）	2,189百万円

上記ののれん（店舗固定資産除く）の金額には、さくら薬局グループ株式取得に係るのれんの金額を含んでおります。

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(3) 店舗固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
有形固定資産	54,358百万円
無形固定資産	13,079百万円
投資その他の資産（長期前払費用）	6,312百万円
減損損失（店舗固定資産に係る）	1,708百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングを行っております。営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の兆候としております。

各資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算に基づき作成され、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(4) 繰延税金資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
繰延税金資産	17,295百万円
繰延税金負債	1,830百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、事業計画に基づく将来の課税所得の十分性やタックスプランニングを基に、回収可能性があると判断される金額を計上しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の見積りは、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

仮に将来の市場環境、経営成績及び事業再編の状況により将来の課税所得の見積りが見込みと乖離した場合は、翌連結会計年度に繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 55,014百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,428千株	－千株	－千株	35,428千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	354千株	－千株	76千株	278千株

(注) 普通株式の自己株式の減少76千株は、譲渡制限付株式報酬付与による処分4千株、従業員持株会への売却による処分72千株によるものであります。なお、当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（184千株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年7月30日開催の第56回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,826百万円
- ・1株当たり配当額 80円
- ・基準日 2025年4月30日
- ・効力発生日 2025年7月31日

(注) 2025年7月30日開催の第56回定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金20百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年7月30日開催の第57回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 3,533百万円
- ・1株当たり配当額 100円
- ・基準日 2026年4月30日
- ・効力発生日 2026年7月31日

(注) 2026年7月30日開催の第57回定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金18百万円が含まれております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、調剤薬局・コスメティックストア・ライフスタイルショップの出店及びM&Aにより、事業拡大を推進しております。

出店に必要な資金は、主に営業キャッシュ・フローの範囲で調達しておりますが、M&A資金等臨時的な資金を確保するため、銀行借入のほか必要に応じて公募増資等により調達し、流動性の高い金融資産により運用しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間のうちに回収されるため、留意すべきリスク等はありません。

投資有価証券は、そのほとんどが業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として調剤薬局・コスメティックストア・ライフスタイルショップの賃貸人に対する預託金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替相場の変動による影響を受けますが、為替予約取引により為替変動リスクをヘッジすることによりしております。

借入金及び負債のその他に含まれるファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の主要な営業債権は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間に回収されるため、当該リスクに係る特段の管理は行っておりません。

貸付及び満期保有目的の債券の保有をした際は、貸付金運用基準及び有価証券運用基準に基づき、運用先、運用額等を社内検討の上、慎重に決定しており、また、運用開始後においては運用先の状況を定期的にモニタリングすることにより、回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約時及び定期的な信用調査等による与信管理を行い、約定不履行等のリスクを管理しております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

投資有価証券については、非上場の発行会社については、定期的に財務状況等を把握し、上場会社については、市況及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建ての仕入取引に係る為替相場の変動リスクについて、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、年間設備投資予算を基礎とした資金繰計画を作成し、毎月実績及び予定を更新することにより、流動性リスクを管理しております。

また、M&A等による臨時的資金需要についても機動的に対応するため、一定の流動性水準を確保することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	1,869	1,869	—
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金(※1)	33,571 △54		
	33,517	30,368	△3,149
資産計	35,386	32,237	△3,149
(1) 短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	20,747	20,587	△160
(2) 長期借入金	151,106	144,744	△6,361
負債計	171,854	165,331	△6,522
デリバティブ取引(※2)	20	20	—

(※1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,465

これらについては、上記の「資産（1）投資有価証券」には含めておりません。

また、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については市場価格のない株式等を含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資事業有限責任組合への出資	318

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 投資有価証券	—	—	—	—
(2) 敷金及び保証金	7,362	9,091	7,531	9,585

## (注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)短期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	20,747	－	－	－
(2)長期借入金	－	90,110	60,995	－

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	1,869	－	－	1,869
資産計	1,869	－	－	1,869
デリバティブ取引	－	20	－	20

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)投資有価証券	－	－	－	－
(2)敷金及び保証金	－	30,368	－	30,368
資産計	－	30,368	－	30,368
短期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	－	20,587	－	20,587
長期借入金	－	144,744	－	144,744
負債計	－	165,331	－	165,331

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券については活発な市場における相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、約定期間に基づく返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 短期借入金、長期借入金

短期借入金、長期借入金については元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 一年超	時価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,618	-	20

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (百万円)			合計 (百万円)
	ファーマシー事業	リテール事業	その他の事業	
調剤薬局	551,784	-	-	551,784
コスメティックストア	-	40,703	-	40,703
ライフスタイルショップ (注) 2	-	39,552	-	39,552
売店事業	-	-	8,278	8,278
その他	4,640	-	1,978	6,618
顧客との契約から生じる収益	556,424	80,255	10,257	646,937
その他の収益 (注) 1	-	-	896	896
外部顧客への売上高	556,424	80,255	11,153	647,834

(注) 1. その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(注) 2. 当連結会計年度より「インテリアショップ」を「ライフスタイルショップ」に変更しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	22,294	35,202
契約負債	534	600

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

契約負債は主に、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関連するものです。ポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用または失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、534百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社は、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 11. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,523円45銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 491円62銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度184千株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度215千株）。

## 12. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2024年4月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」といいます。）を締結しました（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において、信託設定後5年間にわたり「アインホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加

入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における取得価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,021百万円、184千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,092百万円

(企業結合に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月28日付で締結した株式譲渡契約に基づき、2025年8月1日付で株式会社NSSK-WWの全株式を取得し子会社化しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社NSSK-WW

事業の内容：持株会社（株式会社NSSK-Wの100%持株会社）

なお、2025年8月1日付で、株式会社NSSK-WWは株式会社AIN-AG1、株式会社NSSK-Wは株式会社AIN-AG2へ名称を変更しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、調剤薬局の全国チェーンを展開しており、当社及びグループ各社は、積極的な新規出店のほか、M&Aを活用して事業拡大を図っております。また、医療機関と連携した在宅対応や継続的な服薬管理、「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の強化等、全国各地で地域に密着した医療サービスの提供に取り組んでおります。

今回、当社が株式取得するさくら薬局グループは、「さくら薬局グループ」ブランドで調剤薬局事業を展開しており、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）や関西圏（大阪、兵庫）、東海地方（愛知、静岡）等人口集積エリアを中心に、約800店舗を有する業界大手の一角です。

さくら薬局グループを迎えることにより、当社グループの調剤薬局店舗数は2,000店舗を超え、さらなる店舗網の拡充を図るとともに、相互の事業ノウハウを融合し、患者さま及び地域医療に対しサービスの充実を実現することで、全国の地域医療のインフラとしてグループの企業価値を高めてまいります。

(3) 企業結合日

2025年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社AIN-AG1

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2026年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	61,035百万円
取得原価		61,035百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 634百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

121,345百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	34,805百万円
固定資産	20,060百万円
資産合計	54,866百万円
流動負債	39,781百万円
固定負債	75,394百万円
負債合計	115,176百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算及びその算定方法

売上高	37,884百万円
営業利益	861百万円
経常利益	311百万円
税金等調整前利益	308百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	36百万円
1株当たり当期純利益	1.03円

(概算額の算定方法)

同社の2025年4月1日から2025年6月30日までの売上高及び損益情報に、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものと、のれんの償却額を加減して影響の概算額としております。

なお、当該概算額の算定につきましては、監査証明を受けておりません。

## 貸借対照表 (2026年4月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>150,231</b>
現金及び預金	23,339
前払費用	1,171
短期貸付金	123,715
未収入金	2,003
その他の流動資産	0
<b>固定資産</b>	<b>218,189</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,539</b>
建物及び構築物	1,669
工具、器具及び備品	123
土地	644
その他の有形固定資産	100
<b>無形固定資産</b>	<b>6,520</b>
ソフトウェア	6,107
その他の無形固定資産	413
<b>投資その他の資産</b>	<b>209,128</b>
投資有価証券	3,192
関係会社株式	200,832
繰延税金資産	907
敷金及び保証金	3,438
その他の投資その他の資産	757
<b>資産合計</b>	<b>368,420</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>125,565</b>
短期借入金	101,653
一年内返済予定の長期借入金	20,509
未払金	2,745
未払法人税等	29
賞与引当金	108
役員賞与引当金	15
その他の流動負債	503
<b>固定負債</b>	<b>150,833</b>
長期借入金	150,515
退職給付引当金	65
その他の固定負債	252
<b>負債合計</b>	<b>276,399</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>91,068</b>
<b>資本金</b>	<b>21,894</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>21,634</b>
資本準備金	20,084
その他資本剰余金	1,549
<b>利益剰余金</b>	<b>49,111</b>
その他利益剰余金	49,111
別途積立金	3,200
繰越利益剰余金	45,911
<b>自己株式</b>	<b>△1,572</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>953</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>953</b>
<b>純資産合計</b>	<b>92,021</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>368,420</b>

# 損益計算書 (2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>19,776</b>
<b>売上総利益</b>	<b>19,776</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>12,835</b>
<b>営業利益</b>	<b>6,941</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2,133</b>
受取利息	967
その他	1,166
<b>営業外費用</b>	<b>3,392</b>
支払利息	2,401
その他	991
<b>経常利益</b>	<b>5,682</b>
<b>特別利益</b>	<b>30</b>
投資有価証券売却益	27
その他	2
<b>特別損失</b>	<b>192</b>
減損損失	23
投資有価証券評価損	152
その他	16
<b>税引前当期純利益</b>	<b>5,519</b>
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	△117
<b>当期純利益</b>	<b>5,629</b>

# 株主資本等変動計算書 (2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2025年5月1日期首残高	21,894	20,084	1,548	21,633	3,200	43,108	46,308	△1,997	87,839
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,826	△2,826		△2,826
当期純利益						5,629	5,629		5,629
自己株式の処分			0	0				425	426
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	2,803	2,803	425	3,229
2026年4月30日期末残高	21,894	20,084	1,549	21,634	3,200	45,911	49,111	△1,572	91,068

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年5月1日期首残高	298	298	88,137
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,826
当期純利益			5,629
自己株式の処分			426
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	654	654	654
事業年度中の変動額合計	654	654	3,884
2026年4月30日期末残高	953	953	92,021

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 関係会社株式          | 移動平均法による原価法                              |
| ② その他有価証券         |  |
| ・市場価格のない株式等以外のもの  | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等       | 移動平均法による原価法                              |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| ・貯蔵品              | 最終仕入原価法                                  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法） |
| ② 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）                           |
| ③ リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  |
| ④ 長期前払費用               | 定額法  |

#### (3) 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  |
| ② 賞与引当金   | 従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。  |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。  |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。<br>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。<br>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。 |

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に連結子会社と締結している経営指導業務契約に基づく役務提供によるものであり、毎月契約で定められた金額で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益に含めていた「受取利息」（前事業年度は、103百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分表記しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額
関係会社株式	200,832百万円

### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

#### イ. 算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。このため、買取先の計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得したものについて、当初の超過収益力が減少し、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

なお、超過収益力については、買取時の営業利益予測を基礎に作成された計画値の達成状況等を把握することにより、当初見込んだ超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べ著しく低下していないかを判断しております。

#### ロ. 主要な仮定

関係会社株式の評価は、買取時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を当該計画値の主要な仮定としております。

#### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が高く、予期せぬ事象が発生した場合や事業計画の見直し等の事象が発生した場合、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 1,149百万円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |            |
| ① 短期金銭債権                        | 125,572百万円 |
| ② 短期金銭債務                        | 102,122百万円 |
| ③ 長期金銭債務                        | 69百万円      |

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	19,776百万円
② 販売費及び一般管理費	4百万円
③ 営業取引以外の取引高	2,572百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	354千株	一千株	76千株	278千株

(注) 普通株式の自己株式の減少76千株は、譲渡制限付株式報酬付与による処分4千株、従業員持株会への売却による処分72千株によるものであります。なお、当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式（184千株）が含まれております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	291百万円
賞与引当金限度超過	33百万円
退職給付引当金限度超過	20百万円
繰越欠損金	194百万円
会社分割に係る関係会社株式	1,123百万円
その他	212百万円
繰延税金資産小計	1,877百万円
評価性引当額	△532百万円
繰延税金資産合計	1,345百万円

(繰延税金負債)

除去費用資産	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△434百万円
繰延税金負債合計	△438百万円
差引：繰延税金資産純額	907百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 ( % )	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アインファーマシーズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注)1.	9,477	-	-
				賃貸料の収入 (注)1.	849	-	-
				資金の貸付 (注)2. 3.	9,368	短期貸付金	22,291
				受取利息 (注)2. 3.	205	-	-
子会社	株式会社アイン中央	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注)1.	495	-	-
				資金の借入 (注)2. 3.	12,229	短期借入金	31,256
				利息の支払 (注)2. 3.	192	-	-
子会社	株式会社 ホールセールスターズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注)1.	2,211	-	-
				資金の返還 (注)2. 3.	589	短期借入金	16,008
				利息の支払 (注)2. 3.	123	-	-
子会社	株式会社アイン北陸	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注)1.	227	-	-
				資金の借入 (注)2. 3.	1,174	短期借入金	6,876
子会社	株式会社 ファーマシィ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注)1.	350	-	-
				資金の借入 (注)2. 3.	523	短期借入金	6,714
子会社	クラフト株式会社	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付 (注)2. 3.	63,981	短期貸付金	63,981
				受取利息 (注)2. 3.	513	-	-
子会社	株式会社AIN-AG1	直接 100.0	資金の相互利用 役員の兼任	資金の貸付 (注)2. 3.	27,015	短期貸付金	27,015
子会社	株式会社AIN-AG2	直接 100.0	資金の相互利用 役員の兼任	資金の借入 (注)2. 3.	37,897	短期借入金	37,897

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ間の経営指導をはじめとする取引の条件等については、市場相場等を参考として決定しております。
2. グループ間の資金貸借については、市場金利を参考として利率を決定しております。
3. グループ間の資金貸借に係る取引額については、当事業年度での純増減額を記載しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,617円98銭
(2) 1株当たり当期純利益	160円31銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度184千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度215千株)。

## 12. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表「12.その他の注記(追加情報)(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

株式会社インホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新木 亘

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

株式会社インホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新木 亘

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する基本方針及び内部監査規程の改定、内部監査の増強・機能強化等、法令に則った公正な事業の遂行のための体制拡充の取組があったことが認められました。監査役会として、かかる取組の実施状況を引き続き注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月25日

株式会社アインホールディングス監査役会

常勤監査役 大 木 守

社外監査役 佐 野 綾 子

社外監査役 水 谷 美 奈 子

以 上